

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

傍聴の方をお願いします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認めておりませんので、あらかじめご了承をお願いします。よろしくお願いします。

欠席届が出ています。永田委員が入院加療のため欠席です。

本日は議案審査を予定しております。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しいところ委員会のご出席ありがとうございます。

本日の日程及び資料をお配りしています。議案審査が5件、地域振興部の報告が1件、政策経営部の報告が1件です。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議案審査に入りますが、区長、初めての、いろいろな談合事件とかがありまして、初めての本会議で、議案審査は初めてですので、何かございますか。

○樋口区長 所信表明でも、また代表質問でもご答弁しておりますとおり、初めての、こうした元区議会議員と元区職員が逮捕されたという事件であります。引き続き、私どもは誠実にご答弁すること、また、議会におかれましてはしっかりとご審査いただければと思います。よろしくお願いします。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。議案第6号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○加茂情報システム課長 それでは、議案第6号に関しまして、政策経営部資料1に基づきご説明をさせていただきます。何とぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてということでございます。

前回の委員会で番号利用法の改正に伴う、また、マイナンバーカードを用いた事務手続の拡充に伴う規定の整備ということでご説明をさせていただきましたけれども、今回は条例の一部を改正するというものでございます。

概要のところになります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法でございますけれども、の一部改正を行い、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定を整備するほか、区が個人番号を利用して行う独自利用事務及び当該事務に利用する特定個人情報を定めるというものでございます。

今回の改正の内容、3点でございます。

1点目、番号利用法の改正による規定の整備ということで、新、旧というふうに書いてございますけれども、現行の例えば法別表第2の第2欄に掲げる事務というものについては特定個人番号利用事務に改めるということ、それから同表の第4欄に掲げる特定個人情

報について利用特定個人情報に改めるというものが1点目でございます。

それから、2点目、子育て世帯への児童育成手当及び医療費助成についての個人番号の利用に関してでございます。

①条例で定める個人番号を利用することができる独自利用事務として、こども医療費助成に関する事務と高校生等医療費助成に関する事務を加え、これらの事務を処理するために利用できる特定個人情報として、国民健康保険に関する情報を加えるというのが1点目でございます。

それから、2点目、児童育成手当の支給に関する事務及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務を処理するために利用できる特定個人情報として、戸籍関係情報を規定に加えるというものでございます。

それから、三つ目、生活に困窮する外国人及び中国残留邦人等への医療扶助に関する事務についての個人番号の利用でございます。条例で定める個人番号を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務と中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の支援給付の受給者に対する援護に関する事務を、これら事務に利用できる特定個人情報として障害者福祉手当または児童育成手当の支給に関する情報を規定に加えるということになります。

いずれもマイナンバーを利用して、区民、住民の方の利便性を高めるというものでございます。

新旧対照表に関しましては、今お話を申し上げましたけれども、この後に添付している内容のとおりでございます。言葉の変更と、それと、あと文言の追加という形になります。

それから、4、施行期日でございます。公布の日から。ただし、2の（1）番号利用法による改正につきましては、改正番号利用法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日からと。その他については公布の日からということになります。

ご説明は以上になります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○大坂委員 マイナンバーを利用することによって利便性が高まりますよということだとは思いますが、具体的に2番の（2）と（3）番のところ、利用者の方々、区民の方々にとって、これによってどのようなメリットがあるのかというのは説明できませんでしょうか。

○加茂情報システム課長 一つは、添付書類その他について、今までは窓口での提出が求められていたけれども、マイナンバーを使うことによってそれらが省略されるということで、負荷が、まず、区民の利便性が向上するというのが1点でございます。

○大坂委員 今まで書類をたくさん出さなきゃいけなかったのが、マイナンバーを記入することによって、それが全部省略されるということですかね。

具体的に、今まで窓口に来てそういったことをやられていらっしゃると思うんですけども、マイナンバーが利用されることになって、さらに手続上、来なくても対応できるとか、そういった様々な利便性につながっていくと思うんですけども、そういった点についての対応は今どのようなになっているのでしょうか。

○加茂情報システム課長 マイナンバーカードでございますけれども、今現在、交付率が千代田区では78%という形になっております。8割近い方がマイナンバーカードを使っ

て手続きができるということになろうかと思っております。

そんな中で、特に今回、マイナンバーを使うことによって情報連携というネットワーク、これが全国で統一されたものがございますけれども、これが連携することによって全国一律にこういったサービスを受けることができるというのも大きな特徴かと思っております。○大坂委員 全国で手続き上、差がなくということだとは思いますが、庁舎に来ることなく手続きが進められていくのかどうかというところが一つ、大きなDXというかメリットになっていくんだと思うんですけども、その点については、これによって何か変わることはあるのでしょうか。

○村木デジタル担当部長 ただいまの大坂委員からのご質問で、今回、番号利用条例の改正によりまして、先ほど課長から申し上げましたように窓口において戸籍等の添付書類が省略できるような、そういった利便性を図る形になってございます。

大坂委員のご質問は、そこからさらに先に行って、そもそも庁舎に来なくてもいいような、そういうことをどのように考えているかということなんですけど、これにつきましては、今現在、区のほうで独自のポータルサイトとか、そういった電子申請、こういったものの拡充を考えているところでございます。これについては、昨年の8月に子ども関係の手続きについては既に幾つかスタートしていますけど、今回は個人番号を利用するものですので、こちらはやはりマイナポータルの厳格な手続きも必要になる場合もありますので、そちらとの兼ね合い等も考えながら拡充については図っていきたいと考えてございます。

○大坂委員 マイナポータルという話も出ましたけれども、認証等々でいろいろな煩雑な手続きがあるというふうには思っていますが、やはりマイナンバーカード取得をしてマイナンバーをもって手続きが楽になっていくというところを目指していかなければならないわけで、マイナンバーを使うからマイナポータル経由で煩雑になってしまうというのであれば、そもそも庁舎に来たほうが楽だよということも今の段階ではあるのかもしれないですけども、その壁というのはやはり将来的に取っていかねばいけない、どなたも簡単に手続きが居ながらにしてできるという体制をつくっていかねばいけないということは考えなければいけないとは思いますが、その点の認識はどうなんでしょうか。

○村木デジタル担当部長 まさに大坂委員からただいまご指摘がございましたように、電子申請、ウェブ上の手続きを様々広げても、それ自体が庁舎に来るよりも手間がかかってしまうと、そういった事態になってしまっただけは意味がございませんので、これにつきましては、こういったポータルサイトのアクセシビリティとか、そういうものを十分に考慮いたしまして、使いやすいサイトを構築するように常時改修とかを考えてございますので、その点は我々も非常に重要な点だと認識しております。

また、個人番号を使うものについては、やはり厳格な認証が必要な場合がどうしてもございますけど、手続きによっては、そこまで厳格に必要なものもございまして、そこは様々な段階を設けて使いやすいようなポータルサイトをつくっていききたいというふうに考えてございます。

○大坂委員 いずれにしても、一自治体でなかなか全て解決できる問題ではないというのは重々承知の上でお伺いしているんですけども、こっちは便利になったけれども、こっちは複雑なままというような状態が、恐らくこれからしばらく混在していくんだと思うふうにあります。それというのがやはり情報格差を生む原因にもなるんだと思う

いますし、詳しい人は全てできるけれども、ちょっと詳しくない方は全てのを敬遠してしまうと。そういうような状況にもなりかねないというふうに思っているので、そのところはしっかりと、全て解決するというのはなかなか難しいわけなので、しっかりとした説明ですとか手順が簡単にできるような仕組みですとか、区でできることというのは幾つかあると思いますので、その辺をしっかりと進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村木デジタル担当部長 ありがとうございます。今ご指摘がございましたけど、まさに今は過渡期でございますので、様々な手順が混在するといいますか、現れてしまうような状況というのは、これはちょっとやむを得ないかなというふうに考えてございます。その点について、ご理解いただきまして非常に感謝しております。

ただ、我々としても、今ご指摘がございましたように、多くの方が平等に使えるような、そういった状況を目指してございますので、全ての方々がデジタルの恩恵を受けられるような形で今後、区の様々な手順のデジタル化のほうを進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうを頂きたいと思えます。

○大坂委員 ありがとうございます。しっかりと、その辺は進めていただければと思います。

最後に二つだけ確認させてください。（２）の子育て世帯への医療費の助成について番号が利用できるという形になったんですけども、今回の番号利用を機に全ての子育て世帯の様々な手順ができるようになったのか、それとも何か残っているものがあるのかということについて確認をさせていただきますということと、あと（３）番のほう、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務と書いてあるんですけども、これ、該当する千代田区の方というのはどの程度いるのか、確認です。

○村木デジタル担当部長 ただいまのご質問で子育て関係の手続、これについて全てにおいてマイナンバーが利用できるのかと、そういうご質問だと思いますけど、マイナンバーが利用できる手続につきましては、これは法律または条例で規定されたものに限りまので、今のところ、できない手続もまだ残っているかとは思えます。

それから、外国人の扶助なんですけど、これについては、昨年、外国人で扶助を受けられた方は12名程度というふうに聞いて——本年、12名程度というふうに聞いてございます。

○大坂委員 まだ幾つか子育て支援策に関してもマイナンバーが使えないという制度が残っているということなんで、その点についても全庁挙げて整理をしていただいて、使える、使えないというのが混在してるのが一番よくないと思えますので、これも国の対応というところもあるとは思いますが、しっかりと、その辺、議論して、国に対しての要望活動ですとか、そういったことにつなげていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○小林委員長 ほかに質疑はありますか。

○小野委員 今の（３）番のところに関連なんですけれども、区内では12名程度の方が該当されているということでした。事務手続上、いろんなところが煩雑さが簡素化されるというのはとても大事なことですし、進めていただきたい点なんですけれども、一方で、アナログに時々面談をするですとか、そうしたサポートをあえて（３）番なんかは、やる

必要というのがあるのかなと思っているんですけど、その辺りについてはどんなふうになっているのかというのを、すみません、もし決まっていればなんですけれども、お願いいたします。

○村木デジタル担当部長 ただいまの質問は、生活に困窮する外国人等について、アナログ—アナログといえますか、対面でのご相談がどうかというご質問だと思いますけど、それについては福祉のほうで必要な対応はしているというふうに我々としては認識してございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。それぞれ担当の所管が、障害福祉ですとか児童育成手当というところで所管が変わってくると思うんですけども、やっぱりこうした給付事業というのは、ご本人の生活の状態というのを見て、本当に給付が必要なのかどうかの判断も必要になってくると思いますので、ぜひ、そこはそれぞれの所管の方ともしっかり連携を取って進めていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○村木デジタル担当部長 ただいまご指摘いただきましたが、我々といたしましては、住民の方の利便性の向上を目指しましてマイナンバーの利用に関する規定の整備を今回行ったということですので、その先、こういった相談体制を取っていくかとか、利用者の方々に対するケアをどうしていくかとか、そういったことにつきましては福祉のほうできちんとやっていただけるものというふうに認識してございます。

○小林委員長 いいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 そのほかに質疑。

○米田委員 マイナンバー、個人番号を利用して利便性を高めていくと、で、追加規定になっていくと説明がありました。まず基本的なことなんですけど、マイナンバーを持たれていない方は、マイナンバーカードを持たれていない方は当然このサービスは受けられない、この認識でよろしいですか。

○加茂情報システム課長 受けられないというか、マイナンバーをお持ちの方がこういったことができるということになります。決して、持っていないから、こういったことが窓口対応を含めておろそかになるということではないというふうな認識でございます。

○米田委員 そういう意味も含めてマイナンバー、どんどんどんどん利便性が高まっていきますので、しっかり進めていただきたいと思いますというのが1点です。

あと、いわゆるこれは個人情報に関連が出ますので、いわゆる個人情報を審査しないといけないと思っているんです。この審査をするに当たっての時期、あと時間、実際使用できる日、施行日となっていますけど、その辺の日程感覚が分かれば教えていただければと。

○加茂情報システム課長 ただいま委員ご指摘のとおり、今回、個人情報、特定個人番号を扱うという形になります。今回、これは特定事務になりますので、これに関しましては国の個人情報保護委員会での審査が必要になります。この審査を経た後、情報ネットワークにつなぐということになりますので、これらについては審査の期間と、それと実際に国の情報提供ネットワークにつなぐというところで、多少リードタイムがかかるということになりますので、それが何か月なのかということは、この場ではちょっと分かりませんが、多少お時間を頂くということになると思います。

○米田委員 ということであれば、大体これぐらいの目安で、条例、しっかり通ってから

になるんでしょうけど、そういった情報も、個人情報もしっかり大丈夫だと、あと、これぐらいの期日で施行されると、こういう情報が楽になるというかメリットが出ますよというのもしっかり通知していただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○加茂情報システム課長 ただいまご指摘がございましたように、いつになるか分からないということになりますと区民の方にもサービスとしてご案内ができないということになりますので、可及的に審査がどれぐらいで終わるのかを含めて情報を収集し、区民の方にも、きちんと使えるようになったときには、その前に公表したいというふうに思っております。

○小林委員長 いいですか。

そのほか、質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了します。

ちょっと先ほどのマイナンバーの件なんですけど、78%が既に取りれていると。22%は取れていない。今日じゃなくていいので、22%、取れていない原因だよね。例えば、年齢層はどういう人が取りにくいのかと。反対を言えば、78%はどういう人が取れているのか。それによって分かれば、今後、増やす政策も変わってくると思うんだよね。その辺、分かれば、今日じゃなくていいですよ、今日じゃなくていいから委員会に示していただけますか。

○村木デジタル担当部長 先ほど78%と申し上げましたが、68%でございました。修正させていただきます。

今、取得されていない方がいるわけなんですけど、こういった方々が取得されていないか、それにつきまして、可能な範囲で……。

○小林委員長 結構です。

○村木デジタル担当部長 こちらのほうでも分析をしながら、今後もマイナンバーカードの普及には努めていきたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 ですよ。また調査をして、分かりましたらお示してください。

以上でございます。

それでは、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でよろしいですか。はい。それでは討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は8名です。

議案第6号、千代田区個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 全員の賛成でございます。よって、議案第6号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第6号の審査を終了します。

次に、議案第7号、千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料2をご覧ください。改正の理由、改正の内容、新旧対照表1、2、4を合わせてご説明申し上げます。

基金条例の第1条で基金の設置の目的を定めております。文中にありますとおり、「保育需要への対応及び保育の質の向上を図り」という目的でございます。これを、今のところの文言を削除することで、これまでの保育需要への対応という児童福祉事業のみならず、教育環境を整備充実する事業や母子保健を推進する事業など、子ども・子育ての支援に資する様々な事業に充当することを可能にするため、用途を拡大するための条例の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からを予定いたしております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○大坂委員 基金の言わば用途を拡大するということで、代表質問でもさせていただきまされたけれども、子育て支援のステージが一定程度変わってきたという中で、保育だけじゃなく教育のほうにも拡充していくという説明だと思いますが、具体的に今、想定している使い方については、どんなものが想定されていて、年間どの程度、これから活用しているかと考えているのかという青写真があればお答えください。

○中根財政課長 今回の6年度予算での具体的な活用事業、新たに活用している事業を申し上げますと、教育ローンの利子補給金、あるいは教材費の一部補助、あとインクルーシブ教育の推進で小・中学校の送り迎えをするような経費ですとか、あとは学校給食の今回の継続して全額を補助するものなどに新たに活用を開始いたしております、その金額が約6億円余りとなっております。

これまで活用していた事業を含めまして、今回、おおむね子ども・子育て支援事業基金で10億円を活用する予定でございます。ですので、今後もこの規模ぐらいの活用を例年するのであろうと見込んでおります。

○大坂委員 具体的に、これから先の計画については子ども部が検討していくという形にはなっていくんだろうと思うんですけども、これ、通常の歳入から支出をするものと基金を使って予算を組んでいるもの、区別というのは何かあるんでしょうか。

○中根財政課長 今回から新たに基金から活用しようとしたのは、やはり金額の一定程度大きなもの、新たに子ども・子育てで支援する事業の中でも一定程度の大きな額を必要とする経費の事業ということで、1億円を超えるものについて今回は活用するというところで6年度予算については対応しております。

○大坂委員 そういった活用の方針というのは、これから先についてもある程度、その方針で行くというような考え方になっているんでしょうか。

○中根財政課長 すみません。1億円じゃなくて、1,000万円以上です。すみません。申し訳ございません。1,000万円以上の事業ということで活用しております。

今後につきましても、その年々の歳入の状況で若干変わることはあるかもしれませんが、基本的には多額、今申し上げたような多額の経費を計上するような予算事業に活用しようというふうに思っております。

○大坂委員 柔軟に子育て支援施策を充実させていくための活用ということなので、それ

自体、どんどんどんどんやっていっていただければと思うんですけども、一方で、基金ですから増減があると。枯渇してしまえば、そこから先の子育て支援施策が充実していかないという部分もあるんですが、この基金についての推移、残高の推移というのは、今、現状どのようになっているのか、お答えください。

○中根財政課長 令和4年度現在の残高としましては、およそ29億円となっております。今般の補正予算で一定程度積み立てる見込みで組んでおりますので、ですので、これまでの額、この子ども・子育て支援事業基金が最初に設置したときの額に相当程度戻る見込みでございます。

○大坂委員 ということは、この基金というのは、それほど潤沢な資金がたくさんあるわけじゃなくて、毎年毎年繰り越された、予算額が未執行になった部分ですとか、そういった繰り越したものを積み立て直しをして、その中から、言葉はどうか分からないけど、自転車操業的な形で翌年度翌年度という形で子育て支援に使っていくと、そういうような認識でよろしいんでしょうか。

○中根財政課長 これまでは、子ども・子育て支援事業基金以外の時期を同じくして設置しました高齢者福祉基金ですとか環境対策基金なども、毎年毎年活用して、順次、残高自体は減っていくという状況でございました。その状況が子ども・子育て支援事業基金については活用事業も大変多かったという実績がございましたので、今般、新たに基金の残高を積み増す形にしております。ですので、子ども・子育て支援事業基金は、また当初の設置したときの額まで一旦積み直すことを当面の措置として、その結果、今年規模の子ども・子育て事業は継続が相当の期間できるであろうというふうに見込んでおまして、その他については、また子ども・子育て事業基金と同じような状況が生じるまでは、当面、積み立てることはしないというふうに考えております。

○大坂委員 いずれにしても、資金の運用計画というか、財政課に係る、先を見通さなきゃいけない、なかなか難しい基金の運用体制になっているのかなというのは、今、話を聞いて推察はしているんですけども、子育て支援というのは、これから先、千代田区の政策の中で本当に核となっていく部分でもあるので、ここの財政の運営の仕方が失敗してしまうと、その子育て支援に大きな打撃を与えてしまうというような状況になってしまうのかなというふうに見てとれますので、そういった部分も含めて、今度どういう形で財政運営をしていくのかということについて、最後、お聞かせください。

○中根財政課長 はい。基金を活用して区の施策全般を充実させていくということは、子どもに関連する事業についてはもちろん、その他の特目（特定目的）の社会資本整備基金ですとかという部分についても、どうやって基金をうまく活用して区政を充実させていくということは、おっしゃるとおり大変重要な判断になってまいりますので、その点につきましては重々慎重にしながらも、先見性をもって計画性をもって積立てと活用、その年度年度の額については精査をしてやってまいりたいというふうに思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は8名です。

議案第7号、千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第7号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第7号の審査を終了します。

次に、議案第8号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料3-1と2をご覧ください。手数料条例の一部改正でございます。

改正する理由は今般、二つございます。一つは戸籍法の一部が改正されまして、本籍地の区市町村以外の区市町村においても戸籍の証明書等の請求が可能になることで、広域交付のための必要な手数料を定めるものが1点でございます。

もう一点は、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」という、この法律が制定されまして、その中で「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が「向上等に関する法律」というふうに改められました。この法律に基づく事務が手数料条例の中にありますので、そのところの条文につきましても「向上等」に改める必要があるというのが2点目でございます。

具体的に今のお話を新旧対照表の形で改めるところは、2ページ目以降に新旧対照表がついてございます。これですと具体的にどのような形に定めるかというのが若干分かりづらいかと思いますので、資料の3-2で横の形で今般の広域交付の手数料について新たに定めるものがございます。

3-2に記載しているものが新たに定めるものの一覧となっております、そのうち区民以外という形で千代田区に住民票や戸籍を置いていない方については、政令と違う金額の、ここである600円ですとか1,000円とかという形の金額を定める案となっております。

施行期日につきましては、戸籍法の法律改正については法の改正が3月1日ですので3月1日、エネルギー消費性能の向上等の法律に関しては4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある委員の方。

○大坂委員 すみません。広域に戸籍が取れるというところについて少し詳しく聞かせていただきたいんですけども、前回の説明があったときに庁舎に来ていただいて取れるまでに90分程度、時間がかかるよという話で、だから予約制にしますよというような説明があったかと思うんですけども、これが何で90分もかかるのかというところをお聞か

せいただければと思います。

○山下総合窓口課長 広域交付で窓口にいらっしゃる場合に一番想定されるのが、相続の手続などのために全ての除籍になっている過去の戸籍も含めて請求される方が多いと想定しております。その場合には、まず現在の戸籍から中身を全部確認しまして、順序を追って除籍になっている過去の戸籍も全てお話を聞き取りながら一つずつ確認をして必要な戸籍を請求していただくということになりますので、どうしても窓口で聞き取り、調べという作業が発生しまして、少なくとも90分程度は、これは千代田区だけではなくて、全ての自治体、どこの自治体に行かれても、その程度の時間はかかるというふうに今現在想定しているところでございます。

○大坂委員 ということは、法的な手続が必要な方々が千代田区役所に来て全国各地の戸籍が取れるようになっていくというところで、弁護士さんだったりだとか司法書士さんだったりだとかが代理でいらっしゃって様々な手続のために書類をそろえていくと。そういったことが想定されるんでしょうか。

○山下総合窓口課長 広域交付をご利用できるのは本人の方と配偶者、それから父母、祖父母等の直系尊属、卑属の方だけなので、土業の方は広域交付を利用することはできません。

○大坂委員 ということは、ある程度、そこまでこれを利用される方々が千代田区役所に殺到するというところまでは想定しないような状況なのか、それとも結構な行列が予約状況として想定されているのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○山下総合窓口課長 まだ現在始まっていないので、どの程度ニーズがあるかはちょっと分からないところですが、ただ、これまで区民の方が、本籍地が千代田区にない場合には、それぞれの本籍地に戸籍を請求していただく、基本的には郵便で請求をされていたかと思うんですけれども、そういった方々が千代田区役所の窓口で全ての戸籍を請求できるというところはメリットとしてとても多いと思いますので、千代田区民の方が利用されることは、これまで以上に相当数多くなるのではないかとこのように想像しております。

○大坂委員 じゃあ、区民に対するメリットというのが一定数あるんだよというところは理解いたしました。

先ほど来なぜこういう質問をしていたかということ、要は、業務が圧迫しないようにしていただかないかということがありましたので、予約の取り方等にも関わってくるのかもしれないんですけれども、そういったところを踏まえてしっかりと対応していただければと思っはいるんですけれども、いかがでしょうか。

○山下総合窓口課長 広域交付の請求をしていただくのにやはり一定時間頂くこととなりますので、多数の方が予約なしで来られますと、ほかの業務に支障が来てしまうということが想定されますので、千代田区としましては予約制を導入しましてスムーズな広域交付の発行に努めたいというふうに考えております。

○大坂委員 予約制になりますので、予約の取り方ですとか、また、こういった制度が始まりますよというところの周知、ここについてもしっかりと対応していかなければいけないと思っていますので、その点についても最後、お聞かせください。

○山下総合窓口課長 広域交付が始まりますという周知につきましては、既に2月5日号の広報紙、それからホームページのほうで概略を既に掲載しているところでございます

が、3月5日号の広報紙のほうでもう少し詳細に周知をしていく予定でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

すみません。基本的なことを教えていただきたいんですけど、広域交付のところと戸籍電子証明書提供用符号表って、基本的に何が違うんですか。

○山下総合窓口課長 広域交付と書いてあるほうの証明書は紙の戸籍の証明書で、窓口で紙をお渡しするというものになります。戸籍電子証明書というのは、まだ、具体的に使われるのは令和6年の12月頃というふうになっているんですけども、オンライン上で何か行政手続をするときに、電子データとなった証明書をつけることでオンラインで行政手続ができるというものになります。

○小林委員長 そのときのお金の取り方は。

○山下総合窓口課長 マイナンバーカードを利用して電子証明書を使って申請する場合には、行政のほうの、自治体のほうの作業が発生しないので、そちらのほうについては手数料は頂かないということになっております。

もう一つ、窓口に来て番号が必要になる場合は、紙データも証明書を必要とする人は取りに来るということになりますので、窓口のほうでお金を頂いて紙のほうに番号が、証明書の番号が記載された紙をお渡しして、その番号をオンライン上で入力するということになりますので、窓口のほうでお金を頂くことになります。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、討論を省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は8名です。

議案第8号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第8号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第8号の審査を終わります。

次に、議案第16号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約についての審査に入ります。

執行機関から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、議案第16号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について、政策経営部資料4に基づきご説明いたします。

工事場所は、神田錦町三丁目10番地、旧千代田保健所の跡地でございます。

業務内容は、調査等、設計、工事監理、解体、建設でございます。維持管理については、別途契約する予定です。

契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年1月31日までを予定しております。

業者の選定は、保健福祉部において公募型プロポーザルを実施しスタートグループを選定いたしました。契約金額は提案価格の40億2,050万円、グループの構成は記載のとおりでございます。

なお、資料要求いただきました選定メンバー、評価点の内訳、事業者の概要などにつきましては参考資料をおつけしてございます。併せてご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある委員の方。

○大坂委員 今、資料を見てというところで、選定結果と細かな資料があるので、なかなかちょっと細かいところまで突っ込むというか質問することができないんですけども、2者の入札というところで点数差がそれなりについたのかなという印象はあるんですけども、この大きな決め手というか、それはどういったところになるのか、説明をお願いします。

○武笠契約課長 本件においてはプロポーザル方式で、提案に基づいて選定を行っております。配点といたしまして、多く配点されておりますところが重視された項目と伺っております。4番目の地域交流機能ですとか施設整備計画、3番の中福祉施設に関して、それから6番目の環境への配慮等について重視して採点を行ったというふうに伺っております。

○大坂委員 基準点というのが特にこれは、合格最低点といいますか、そういったものは特に設定はされていなかったんでしょうか。

○武笠契約課長 60点というところを基準にしたと聞いてございます。

○大坂委員 であれば、2者とも一応基準は超えている中での1者採用という形になったのかなと思います。

今、維持管理は別というような形で説明がありましたけれども、これは、どのタイミングで改めて契約をするというような形になるのか、計画が今あればお示しください。

○武笠契約課長 今回はDBO方式ということで維持管理まで含めて事業者選定を行っておりますが、維持管理につきましては現在調整中というふうに伺っております。所管のほうで調整がつき次第、契約締結請求があるものと考えております。

○大坂委員 これというのは、通常、全部一緒にやるものではないんですかね。要は、1者、この形でやりますよと決めて、建物まで設定して、でも、その維持管理の方針というのはまだ決まっていないというのが正しい進み方なのか、それとも何か事情があってこういうふうになったのか、その点はいかがでしょうか。

○武笠契約課長 維持管理につきましても一定の要求水準を示して選定を行っているところではございますが、実際の建物のほうが整備されてきませんとなかなか分からないところもございまして、今の時点で全てが決まっているということはなかなか難しいのではないかと考えてございます。

○大坂委員 詳細ががちりと決まらないということは理解いたしましたが、一方で、ある程度の維持管理に係る経費というのが見えない中で契約をしてしまうというのが、なか

なか、これは難しいというか、危険なんじゃないのかというのは話を聞くと感じてしまうんですけども、一定程度、どれぐらいの金額がかかるだろうとか、そういった部分についてのすり合わせはできているということなんでしょうか。

○武笠契約課長 維持管理、運営につきましても提案価格は頂いてございまして、そちらの価格、運営も含めて維持管理の費用が8億9,681万1,000円と聞いてございます。

○大坂委員 じゃあ、今回の採点、選定における採点については、こういった維持管理ですとか今後の運営についても、しっかりと精査をした上で点数をつけて結論を出しているということでしょうか。

○武笠契約課長 はい。評価点の中に価格評価点という項目もございまして。こちらの評価につきましても、工事の部分だけでなく維持管理も含めた価格の比較となっております。

○大坂委員 ありがとうございます。一応、全体的な金額感として40億というところで、この金額が高いのか低いのかというところはなかなか、ぱっと見たところでは分からないんですけども、そういったところの評価というのはどのように契約課としては考えているのか。今後、昨今、建設費用が急騰したりですとかインフレスライドというのがある中で、この金額のまま今回施工して完工までいくものだとは思うんですけども、そういった価格の部分の評価というのはいかがでしょうか。

○武笠契約課長 価格の評価、この先、令和9年の1月末までの工事契約というところでもございまして、維持管理のほうも長くなってございまして、なかなか価格の評価は難しいところであるというふうには考えてございます。ただ、提案での競争の中で出された金額でもございまして、合理性をもって積算されているものと見込まれますので、価格につきましても、おおむね適正であるというふうには考えてございます。

○小林委員長 いいですか。

すみません。今の議論の中でちょっと疑問が一つありまして。DBOというのは、ずっとつながってやりますよね。で、DBOの契約は終わっちゃいます。これで決まります。でも、建設が終わった9年の1月31日を終わらないと、管理・運営については大まかで決めて契約はしちゃっているんだけど、仮に終わったときに、その業者しかもうないわけですよね、管理・運営するところは。もし、いろいろやったら、これは高くなるよと。建設が終わって、いろいろなことで高くなるよ、要するに値段が上がっていくよといった場合でも、この1者としか契約できないという契約ですよね、DBOというのは。その場合、役所としては、どこまで契約の中で縛れるんでしょうか。

○武笠契約課長 こちら、40億2,050万というのは工事に係る費用でございまして、別途、維持管理の部分が8億余ということで提案いただいております。こちらの提案いただいた価格は、維持管理が続くこの先10年間を見越した価格での提案となっております。ですので、今後、よほどの物価の上昇であったり労務単価の上昇というのは考えられ、それに伴う若干の変更というのは見込まれるところもございまして、可能性はございまして、基本的には提案いただいた金額の範囲内で事業を行っていただくというのが前提となっております。

○小林委員長 分かりました。

もう少し突っ込んで聞きたいところは、そうなるのは、全部そうだと思うんですよ。D

BOということ自体は、既に建設まで、これは契約者、ちょっと感じがね、全部、一応8億まで契約しちゃえば、それが値上がりしたり動いたりするのは、例えば、また労務単価が国のが変わったとかといえは上がるのは当たり前だと思うんだけども、この企業1者で管理・運営について、仮に、そういう要件じゃなくて上げることもあり得るでしょう。そういう場合、どうやって区は。まだ金額は提案でしかなくて、契約していないんだから、その後は、もう1者独占でやることになっちゃうんで、その独占になっちゃう企業をどうやってそんなに大きく動かないように縛るんですか、この時点で。

○武笠契約課長 業者選定に当たりましては、要求水準におきまして維持管理につきましても一定の条件を出して、そこに基づいた提案を頂いているところでございます。ですので、区のほうで、よほど条件を変更するようなことがない限り、価格の変動は原則としてないものと考えてございます。

○小林委員長 行政管理担当部長、何か言いたそうですけども、ありますか。

○中田行政管理担当部長 今後、価格を上げるということに関しましては、先ほど担当の課長からも説明がありましたように、やっぱり合理的といいますか、区民の皆様が納得できる理由でない限り上げることはなかなか難しいであろうというふうに認識をしております。例えば、労務単価が上がるですとか積算の基準が上がっていくとか、そういうことがもう中心になる……

○小林委員長 それは全ての契約でそうだよな。

○中田行政管理担当部長 そうですね。はい。他の契約と同様というふうに考えております。

○小林委員長 ということでしょう。

ほかにございますか、質疑。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は8名です。

議案第16号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第16号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第16号の審査を終了いたします。

次に、議案第17号、財産（建物）の取得についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、議案第17号、財産（建物）の取得について、政策経営部資料5に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましては、令和2年第1回定例会から昨年

の令和5年第4回定例会までの間に、それぞれ財産取得に関するご議決を頂き、現在18者のうち16者分の権利が取得済みとなっております。今回は残りの2者の権利者のうち、その後、仮契約のできた1者分の取得に関するものになります。

資料のほうをご覧ください。取得理由になります。旧区立外神田住宅は昭和46年竣工の建物で、築50年以上が経過し老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて当該建物の1、2階部分の区分所有者等の権利を区が取得するものです。

財産の種類は不動産（建物）で、財産の内容は旧区立外神田住宅1階及び2階の区分所有部分、所在地等は資料裏面のとおりとなります。今回取得する床面積は42.09平米、取得予定価格は4,976万6,000円になります。なお、この取得価格につきましては、本事業当初に建物と借地権の鑑定評価を行い、外部の不動産鑑定士を委員とする土地建物価格審査会で審議し決定した金額となっております。取得先は、旧区立外神田住宅1階及び2階部分の区分所有者18者のうちの1者の部分になります。

今後の予定ですが、現在、この1者の方と仮契約を締結しており、今回ご議決を頂ければ本契約を締結し、移転登記をした後に支払いという形になります。なお、残りの区分所有者につきましても引き続き取得交渉を進め、早期の合意を目指したいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○米田委員 順調に取得されているとっております。最後のところなんですけど、令和6年度中とあります。これのめどは、もう大方、6年度中と言っているぐらいですから立っているんでしょうか。

○小林区有施設担当課長 残りの1者の方なんですけれども、内容をお話すると、以前、区分所有されていた方がお亡くなりになって、相続の関係で今は複数の方が相続しているような状況になっています。この方々の一定の合意は取れているんですけれども、それぞれ手続等に時間がかかっているということになりますので、その辺が整理でき次第ということで、区としては6年中ということをめどに今、考えているところでございます。

○米田委員 速やかに取得できるように進めていただいているとっております。ただ、複数の相続でなっているということなんで、これは、たしか区が直接やっているんじゃないかと、どこかの専門のところに委託していると同っております。そういうところは当然プロですので、そういう関係資料とか、そういう相続先、また、すごい増えている場合もありますから、その辺のところもしっかり慎重に、強引に行くんじゃないかと、しっかり取得を目指していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○小林区有施設担当課長 今、委員ご指摘のとおり、不燃公社さんに交渉のほうを委託しているんですけれども、当然のことながら区のほうも一緒になって権利者の方と直接お話ししたりということもしておりますので、そういったところで強引にとか強制的にとか、そういったことは考えていないので、あくまでも合意が取れてから、お互いに納得の上で契約を結んでいこうと、そういった形で、今、進めているところでございます。

○米田委員 たしか、委員長もこれは本会議で質問されていたんですけど。

○小林委員長 はい。

○米田委員 この近所の方、この地域の方、どうなるかというのを、この先のことも様々

ご心配と、期待されている方もいらっしゃると思います。先になるとは思いますけど、その辺も慎重に区民の方に十分伝えていっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○小林区有施設担当課長 残り2者の方ということで、取得、もうすぐかなと思っているんですけども、今後の活用につきましては庁内でも検討しつつ、また、区民の方のご意見も伺いながら丁寧に進めていきたいというふうに考えています。ご指摘にあったように、委員長からも一般質問でご質問いただいているところでもありますけれども、そういったことも検討しつつ進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

大坂委員。

○大坂委員 今、今後のことについてもお話がありましたけれども、本当に小学校に隣接している貴重な土地だと思っていますので、未来に向けて、どういうふうに活用していくのかというのは慎重に、ここから先、検討していただければと思います。

ようやくめどが立ち始めてきたというところだと思うんですけども、そもそも、これ、何でここを分譲したのかというところを確認しておきたいんですけども、かなり長いこと、いろいろな苦勞をされている経緯はあると思うんですけども、これから先の行政運営というか、様々な施設を運営していくに当たって、やはりある程度の総括というか反省なのか、未来に向けてスムーズにいろいろなものを活用していくに当たって、どうしてやっていったらいいのかというところに立ち返ったときに、こういった事象が起きたということはやっぱり教訓にはなると思うんですけども、なぜ分譲されて、また買い戻さなきゃいけないのかというところは、どういった経緯だったんでしょうか。

○小林区有施設担当課長 この建物、古いものですし、経緯としては戦後の復興からの経緯があって、こちらのほうに住んでいた方と、その土地を活用しつつ区の住宅もつくるということで、権利の分譲、借地権という形で契約しているようなところもあります。なので、これまでの経緯、すごい長い経緯と昔の過去の経緯というのがあるんですけども、そういったことも踏まえながら、今後、区の財産、土地とか建物をどうしていくかというのは検討する参考にはできるかなというふうには思っています。

○大坂委員 当時は分譲することによって資金を稼いだりとかという思惑もあったのかもしれないんですけども、やはり後々の時代で相当な苦勞を強いられるという結果が出たわけですから、そういったところも踏まえて一度整理をしていただいて、今後に向けた教訓というような形で活用していただきたいと思いますというふうに思っています。

実際、これ、解体するという方針が決まってから、どれぐらいの年数でここまで来たという形になっているんでしょうか。

○小林区有施設担当課長 前段のこれまでの経緯等に関しては、しっかり反省というか参考にしつつ、今後、財産の確保というのは非常に重要なものと区としても認識していますので、その辺はしっかり参考にさせていただきたいと思います。

解体してからの経緯なんですけれども、令和元年の第4回定例会でこちらに係る予算のご審議を頂いて、11億余の金額のご議決を頂いているんですけども、そこから今までに至るまでに財産の取得に関するご議決を頂いていますので、令和元年のあたりからという形になります。

○大坂委員 6年程度、ここまでかかってきたというところだと思います。予算が総額1

1億程度を見積もってきた中で、恐らく分譲した価格というのはもっと、当時の金額ですので、これは単純な比較はできないものだとは思っていますけれども、そういったところも最終的にはしっかりと精査した上で未来につなげていただければと思います。

先ほども話しましたけれども、学校に隣接する大事な土地になってきます。当初は暫定利用という形で進むのかもしれないですけれども、長期的に見たときに学校の敷地を拡大するですとか、そういった有効な活用の仕方というのはあると思いますので、その辺の検討というのやはり慎重かつ丁寧にやっていただければと思いますし、先送りせずしっかりと早い段階から庁内で課題を共有しながら進めていただきたいと思いますと思っていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○小林区有施設担当課長 比較的まとまった希少な土地だというふうに認識していますし、なかなか、これまでもご答弁しているとおり、区の中でこういった土地を取得するのは難しいという現状もありますので、庁内でも、もちろんですけれども、慎重に活用の方法を検討した上で、議会の皆様にもご意見を伺いながら活用方法の検討に当たっていききたいというふうに考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

はい、副委員長。

○田中副委員長 先ほど大坂委員のご質問の答弁として令和元年に11億の予算が組まれたということなんですけれども、現在の執行状況、これで足りたのかどうなのかというところを教えてくださいませんか。

○小林区有施設担当課長 11億円という取得に係る全ての金額を当初積算してご議決いただいて、そこから繰越しをしたりとか再計上したりという形で進んでいますので、取得した分は、その分、差引きをして繰越しをしたりという形になっていますので、総額それだけかかっているということで、現在では残り1億幾らの段階まで来ていますので、残り2者分がそれぐらいの金額という形になっています。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

一つ聞きます。今、解体前の建物が残っておりまして、あと2者で1者も買えますと。まだ1者は残っていますと。もう対応はしていただいているんですけれども、あそこは秋葉原のいい土地なので落書きをされるんですよね、建物に。その落書きがすごく目立つので。本当の落書きですね。プロの、プロというか、落書きなので。すぐ対応はしていただいているんですけど、今後、また空けば落書きがされてしまうといけないので、その辺の管理をしっかりとっていただけないかなと。もう既に対応はしていただいているので、落書きされたところはきれいになっていますけど、今後、また空いたところも含めて、その辺を少しお願いをしておきたいんですけど、いかがですか。

○小林区有施設担当課長 シャッターのいたずら書きにつきましては私どもも承知しておりまして、現在、委員長ご指摘のとおり、きれいに消しているような状態になっています。再発防止のために貼り紙等もしていますけれども、今後、繰り返されるようであれば、警察等とも連携しながら、あるいはネットを張るなどして対応していきたいというふうに考えております。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかにご座いますか。いいですか。

ちょっと休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は8名です。

議案第17号、財産（建物）の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第17号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第17号の審査を終わります。

ちょっと先ほどの答弁の中で紛らわしい部分があったので、また改めて説明をしてくれるということなので、議案第16号ですかね、議案第16号の（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等の請負についての部分で説明をお願いいたします。

○武笠契約課長 戻ってしまいまして、申し訳ございません。評価の基準というところでございますけれども、先ほど60点というふうに申し上げましたが、評価の6割を基準に選定を行ったということでございますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 よろしいですね。60点じゃなくて6割でしたということですか。はい。

それでは、全ての議案審査については終了といたします。

それでは、区長、ありがとうございます。区長退席のため、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時48分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、日程2、報告事項に入ります。

それでは、地域振興部、さくらまつりの開催について、理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料1によりまして、さくらまつりの開催について報告申し上げます。

資料のご説明に入ります前に、現在の東京の桜の開花予報でございますが、本日2月26日の段階で、気象予報各社、早くて3月17日、遅くて3月21日の開花とされてございます。皆様ご存じのとおり、東京の開花は靖国神社の標本木が5輪から6輪開いた状態とされております。満開までには開花から10日程度かかるとされてございます。

一方、昨年のおさくらまつりは3月24日から4月4日の期間で行いましたが、終盤、大

分花の散りも進んでおりましたことを踏まえ、お手元の資料の上から3段目の期間でございますけれども、3月22日（金）から4月2日（火）が相当ではないかと考えてございます。

それでは、事業の説明をさせていただきます。大変盛りだくさんでございますので、新規事業を中心に説明させていただきたいと思っております。

①番、千鳥ヶ淵緑道のライトアップでございますが、こちらは昨年と同様、さくらまつり期間の3月22日から4月2日までの日没から午後10時まで、次のボート場の夜間営業につきましても昨年と同様、午後8時半までで、チケット販売は午後8時まででございます。

③番、観光協会のウェブサイトにつきましては、今年も開設いたします。3月5日からでございます。それまでちょっと見ることはできません。こちらにございますQRコードは、ユーチューブ上にあるライブカメラにつながります。こちらは現時点でもつながることがあります。

おめくりいただきまして、④番は新規事業でございます。こちらはInstagramを使ったキャンペーンです。夏の灯ろう流しの際も、Instagramなどの活用についてご意見も頂いたところでございます。このキャンペーンにつきましては、桜や風景、それからグルメなどを撮影して投稿していただきますけれども、すてきな投稿をした方につきましては最大10人の方に食事券などの商品がもらえるというキャンペーンでございます。

続きまして、⑤番のさくら観光案内所につきましては、いつもどおりボート場の少し半蔵門寄りに開設いたします。

⑥番は新規事業といたしまして、海外からの観光客をメインターゲットとした英語のツアーでございます。一部、日本語対応も行います。こちらは、千代田区の観光ガイド連絡会の方々にお願いしていくものでございます。

次のページ、⑦番、本年も謎解きゲームを実施いたします。

⑧番は、リラックマや入浴剤などのオリジナルグッズの販売についてでございます。

⑨番の新規事業は、区内で桜関連商品を扱ったり桜関連イベントを行ったりする店舗等に、まずポスターやステッカーを貼っていただくと。その上で、観光協会の特設サイト内のデジタルマップ上でも連携して紹介するという取組でございます。

⑩番につきましては、初めての試みでございますので少しお時間を頂きます。こちら、夏の灯ろう流しのご報告の際に、やはり皇居、千鳥ヶ淵という、世界に一つの価値を踏まえたボート料金にしてもよいのではないかとご意見を賜ったところでございます。一方で、ボートの乗船料金につきましては、条例上の定めがございますので簡単には変えられないと。そこで、ホテルにセット販売をしていただいて、区の歳入としては増えませんが、区の中で長く滞在していただくということを念頭に置いたチャレンジでございます。しかし、実際にこちらのほうのチャレンジをしてみますと、やはり様々な問題が、やってみて分かったというところでございまして、結果的に、ホテルニューオータニ様のご協力によって実現したということとなりました。

理由といたしましては、海外からの旅行客が、おおよそ3か月前には大体ツアーを決めてしまうと、どんなに直近でも1か月前には完了してしまうんですが、その時期までに桜の開花予想を踏まえた期間の決定ができないということが分かりました。また、海外から

の旅行者の方々は、基本的に旅行代理店を通じて予約するという事なんですが、どのホテルに何泊という形が基本だということで、例えば、皇居さくらのボートプランみたいなような形のものはないということが新たに分かったところでございます。

そういったしますと、後づけのアクティビティーというような形でしたらば、どのホテルも利用したいとご意見を頂いたところでございますけれども、それをやってしまうと、それだけでボートの利用枠がなくなってしまうということも分かりまして、なかなか難しい課題があるというところでございました。今後も、引き続き宿泊業の皆様にご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと思っております。

資料に戻りまして⑪番、緑道の安全対策でございます。今年はコロナ前の来場者数130万人を想定した警備員の配置をいたします。また、（3）番ですけれども、期間中は、緑道脇の道路は、原則としてお住まいの方のご利用を除いた通行止めといたします。また、（5）番、九段坂公園のテントでは、麹町消防署のご協力を賜りまして、署員の方が常駐していただくということになってございます。

おめくりいただきまして⑫番でございます。今年もAIカメラで来場者数のカウントをいたします。

次の大きな2番の関連事業でございます。今年――失礼しました、毎年、駅の配架などを行っている観光協会のガイドマップがございます。こちらにつきましては3月14日に発行予定ということで、もし発行されましたらば、皆様にまた情報提供させていただければと思います。

次の3番、関係団体主催事業でございますけれども、さくらフェスティバルは、今年は千鳥ヶ淵公園、英国大使館の前の長い公園でございます。こちらで実施いたします。今のところ、テントは15張りの予定で、参加者は、現在区商連、区振連の会員の中で申込みが受け付けされてございます。こちらのテントは火気厳禁ということで、全て電気で行うということをお伺っております。

それから、いつもどおり千代田観光まちづくり実行委員会の皆様がガイドマップを作成されます。また、昨年は、このガイドマップの紙面上でスタンプラリーを実施しておりましたが、今回はデジタルスタンプラリーを実施すると伺っているところでございます。

次のページ、こちらも、昨年と同様シャトルバスが2種類、それからさくらクルーズが運行されます。

最後は、今年もさくら美守り隊の皆様が、ごみの持ち帰りの呼びかけであるとか、ごみ拾い活動、それから募金活動にご協力いただくということでございます。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

はい、小野委員。

○小野委員 ご説明ありがとうございます。もう、本当に新しい企画も入って、非常に賑やかなイベントになるんじゃないかなと思いつつ伺っておりました。こちらは、基本的には主催が、千代田区は入っていますけれども観光協会さんが主にやられると思います。今回、これ、総額の予算的なものというのは、ある程度もう見積りは出ていますでしょうか。

○高橋商工観光課長 はい。おおむね全体で1億1,000万円規模でございます。

○小野委員 ありがとうございます。これ、例年と同じくらいなのかなと思いました。こちらの、今回の使い道として、様々なところで活用されると思うんですけども、一つ、今回、商工関係団体主催事業としてありますけれども、実際に区内の飲食店の方々のほうに、なかなかお客様の足が向かってこないのかなという課題もあるかと思しますので、そうしたところも、ぜひ一緒に盛り上げていくような、そういうイベントにさせていただければと思います。

そんな中で、ちょっと幾つかお伺いしたいんですけども、まず、⑥番にあります、新しい周遊ツアーというのがあります。こちらは事前申込み制となっていますでしょうか。先ほど、海外の方々は大体3か月前には予約をして、1か月前には、ほぼ予定がもう確定するところだったんですけども、その辺りのところがざっくり、もし決まっていたら教えてください。

○高橋商工観光課長 はい、ご質問ありがとうございます。⑥番の「千代田よりみちTrip」、こちらについては、千鳥ヶ淵緑道内の観光案内所、こちらのほうにお越しただいて、そこで分かるというものでございますので、事前の申込みは特段ございません。

○小野委員 分かりました。ということは、これは後づけのアクティビティーの一つなのだということが理解できます。実際、来てみたらあったという、発見してそこでというのもあると思うんですけど、事前のインフォメーションも大事だと思うんですけど、その辺りのところは、実施団体の方々が実際にできるかどうかということ、ちょっと難しいのかなと思いますけれども、どのようになっていますでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、実施をしますということにつきましては、観光協会の特設サイトの中でお知らせするものでございます。また、どのぐらいの、例えば1日、午前、午後、最低1回ずつはやりたいというふうに伺っているところでございますけれども、まだ、その規模が確定していないということもございまして、どのようなご案内ができるかということも含めて、引き続き詰めてまいりたいと思います。

○小野委員 はい、分かりました。時間帯ですとか、あと、最少催行人数とか、その辺りのところもこれからということで、決まったらぜひとも、せっかくの機会ですので、いろんな方々に楽しんでいただければと思います。

続いて、⑪番についてです。安全対策、今回もしっかり組んでくださっています。実際、ここに載っていないんですけど、予定されているかもしれません。ちょっとお伺いしたいのが、先ほどおっしゃっていた周辺、緑道沿いのマンションにお住まいの方々への車両のことなどをおっしゃっていました。こちらは毎回ご要望とかもあると思うんですけども、車両の通行ですとか、それから通行証の発行ですとか、事前にしっかり皆様にご案内が必要かと思うんですけども、大体どのぐらいのタイミングというのに今回なっていますでしょうか。

○高橋商工観光課長 既に、観光協会のほうが、近隣のマンションに対してご説明と、例年どおりの通行証というような形でお渡ししますというご説明は開始しているというふうに伺っております。

○小野委員 ありがとうございます。多分満遍なく、ちゃんとやったださっていると思うんですけど、どうもお住まいの方に、管理組合からしっかり情報が届いてないところもあるようなので、ちょっとそこの周知徹底というところは、念押しをお願いできればなと

いうふうに思います。

それからもう一つ、観光バスが停留を近隣にしていると思うんですけども、停留している観光バスの場所にもよって、マンションの入り口辺りですとか、それから、海外の方々は、あの辺り、ゆっくりする場所が、どうしても座れる場所とかがないので、階段のところにお座りになっていたりとかいうところが、毎回気になる点としてご相談があったりします。ですので、できれば観光バスの停留場所ですとか、それから、観光客の方々の動線の誘導というところが、しっかり観光バスを運営されているところからしていただけるような、何かそういう事前のインフォメーションとか、協力体制というところもお願いできればと思いますけれども、そういったことは可能でしょうか。

○高橋商工観光課長 はい、今委員からご指摘いただいたことは非常に大切なことだと思いますので、ちょっと観光協会と相談の上、どのようなことができるのか、例えば、その観光バスが区内であれば観光協会からお伝えできると思うんですが、どこから来ているかわからないということもあろうかと思えます。その中で、どういったことができるかも含めて、ちょっと検討させていただければと思います。

○小野委員 よろしくお願ひします。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 試行の事業で、冒頭、乗船券付き宿泊プランの販売というところで、大変苦勞されているというところは理解いたしました。じゃあ、現状どうなっているのかということと、これから先どうするのかということが大切だと思うんですけど、今はニューオータニさんにご協力を頂いて、直接宿を取れば、そこでセットで買えるよという状況ということで今年はやっていくということによろしいのでしょうか。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおりです。ホテルニューオータニさんに予約をできると、こちらが3月5日号の広報の開始と合わせて、ホームページであるとか、プレスリリースも実施してまいります。そこに合わせて、ホテル側でも、そのプランを外に出すという、少し、ホテルからすれば遅い時期でございます。その中で、どれだけできるかということもありますが、そこで直接ホテルにお申込みいただいて、ホテルとこちらのさくらまつりの運営事業者等の中で予約の情報であるとか、実際の料金の授受であるとかを行っていただく予定でございます。

○大坂委員 そもそも意義がどこにあるのかということにもなるのだとは思いますが、ある程度の付加価値をつけたほうがいいよという前提の上でやっているのであれば、その事業者さん、どこの事業者さんが利益を得られるのかということが非常に大事になってくると思います。という意味では、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、ニューオータニさんでいいのかということですよ。もっとまちに根差したようなところがあるのかどうかということも、また、これもいろいろと検討は必要かもしれないんですけども、少なくとも、大手の資本ではないところと連携をするのが、一つの在り方としては、今後考えていく上では正しいのじゃないのかなというような印象は、まず受けました。それはなかなか、いきなり急にとというのは難しい問題かとは思いますが。

今年の苦勞の状況というのも鑑みたくて、来年度以降検討していただければとは思いますが、今年の反省をしっかりと生かした形でやっていくのであれば、もっと早い段階からの準備や告知が必要だろうし、先ほど桜の開花時期というものの想定がなかなか

難しいという話はありませんけれども、基軸となる期間というのは前と後ろ、少しずれるかもしれないですけども、その真ん中の辺りというのは、それほどずれるものではないというふうに思っていますので、そういった点も踏まえて、しっかりと検証した上で、せっかく始めた事業だと思しますので、しっかりと次につなげていっていただくというのが一番重要なことだと思いますので、その辺について、ご見解をお聞かせください。

○高橋商工観光課長 まず1点目の、どこの事業者さんがその利益を得るのかというところではございますが、実は私どもも、このさくらのボートを待たずに乗れるということは非常に大きなことであろうと想定をして、この調整を始めたところではございました。が、一方で、その中では、恐らく、例えば1万円で宿泊できるところを、その高付加価値で2万円とかと取れるのかなというような当初の想定もあったんですけども、実際には、各ホテルとも、このボート場のこの料金しか取らないというのが、皆さん、そういったお声を頂いていたところでございます。

また、実は、ご質問いただいて本当にありがたかったんですけども、実はもう一点、ここではお伝えしていなかった点で検討したい、実施まで行こうと考えたものがございました。それはボート場の乗船券を使った周遊パスでございます。こちらのほうも実施できないかと。そうすれば、委員がおっしゃったように、区内の古くからあるところとの連携等もできるのではないかとというふうなところもあったんですけども、実際、やはりそこに必要なボートの乗船券の量というものがかなり狭まってしまうこと、それから、もしボートの乗船券を使わないとしたら、参加してくれる方はいるのかというところでご意見を伺ったところ、全体で6社しか集まらなかったという少し痛い経験をいたしまして、その中で今回は、この試行としてホテルを使ったボート乗船券付き宿泊プランを実施するというようになったところでございます。

○大坂委員 いずれにしても、千代田区のボートというのは貴重な区が有する観光資源だと思っていますので、これを活用して、いろいろなことにチャレンジするというのはすごく重要なことだと思っています。今年1年、それほどうまくいかなかったからといって、めげることなく、しっかりとチャレンジしていただきたいですし、実際、ニューオータニさんで販売に至ったというところは大きな前進だと思いますので、そこから得られる情報というものも改めて精査をしながら、次年度につなげていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○高橋商工観光課長 はい。ありがとうございます。まさに、この千代田区は本当に様々な魅力がある地域でございます。その魅力を横につなげていって、どのように、さらなる魅力の向上ができるか、私どもも一丸となって検討しまして、実施に向けて頑張っていきたいと思っております。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ちなみに、ボート場のボートというのは何台ぐらいあって、一日に何人とか何回ぐらい利用できて、さくらまつりの期間は増便したり、増ボートしたりできる、しているんですか。分かる。分からない。

○高橋商工観光課長 まず、大体、このさくらまつりの時期につきましては、おおむね、少し増便しまして90そうが使えると。ただ、実際にはボートを、あそこの浮き桟橋から乗せるという、それから、戻ってきた人を上げるという作業の中で、全てがきれいに出る

というのはなかなか難しいという状況でございます。そうした中で、今、実は昨年から発券機を、ボートに乗るための発券機を使わせていただいているんですけども、大体朝から22枠の時間帯がございます。これは朝の9時から30分置きに夜8時半までになると22枠あるというところがございます。そうすると、大体1日当たり1,500枚ぐらいが最大売られるという状況でございます。昨年をみますと、大体1日で一番多かった日が、1,311枚売っているというところが一番多かったものでございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

のざわ委員。

○のざわ委員 まず一つ、私も昨年行かせていただいて、非常に素晴らしいなと思って、どんどんやっていただきたいと思っておりますが、一つ、今ボート、最近、私の周りで、ちょっと普通の常識では考えられない人が増えてきている感じがするので二つだけ。

ボート、船着場のボートと、ボート、見ていて、かなり楽しくみんなやっちらっしゃるんですが、お酒を飲んで乗っちらっしゃる方はいないと思うんですけど、あと、このさくらクルーズって、水辺の関係って最近事故が多いので、そこら辺のお酒を飲む、飲まないとかも含めて、あとはやっぱりその保険を、何かあったときの保険というのをちゃんと手当てをしていっちらしゃるのでしょうかという、そこら辺を、まず、ご質問させていただけたらと思います。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおり、特に、千代田区のこの千鳥ヶ淵のボート場を使ったこのイベントについては、このさくらまつりと夏の灯ろう流しの2件が大きいところがございます。そうした中で、特に夜間については、どうしても船から落ちてしまう、もしくは、乗船するとき、もしくは下船するとき落ちてしまうというような事故が夜間において多いというようなところが私どもも把握してございます。当然、そこについては、ボート場の運営スタッフについても、かなりしっかりした体制を組んで対応させていただいているところでです。

また、保険につきましては、ご利用になるお一人お一人が保険に入るものではありませんけれども、区の保険というところで適用していくものでございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

それと、本当にどんどん大きくなっていただきたいと思っております中で、この3ページの⑪の、昨年40万人が3倍程度、130万人を想定しということになってまいりまして、それで何ですかね、ちょっと言い方は、何と云ったら、あれなんですけども、その最終目標はどれくらいをお考えというか、というのは、これ、私も千鳥ヶ淵は好きで、行くんですけども、これが渋谷の何かスクランブルのハロウィンとか、何か、あの大暴れしているところまでいっちらうと困るなと思っております。ちょうどここに、何かビデオを撮って、AIカメラで、その設置をして状況確認というのもありましたので、少し、今後の、あと数年後のことかもしれませんが、渋谷のスクランブルみたいにならないように、みんなが平和で、仲よくいっばい来てくれるような会の運営を常にお考えいただけたらということで、また、そのデータとかも活用なのか、何か最近、本当に不思議な人が多いので、また事故が1個あると全部すっ飛んでしまうと困りますので、何かそんなほうのお力もよろしく願いいたします。

○高橋商工観光課長 こちら、4ページの130万人想定というのは、やはり、せっかく

お越しいただいた皆様に安全に桜をお楽しみいただく、そのための警備体制であるとか、安全面をしっかりとしていこうというところの目標に近いものがございます。なので、来場者数をどれだけ増やすかということよりは、やはり安全に見ていただくというところを目標にしているところがございます。

その上で、のざわ委員のおっしゃるとおり、やはり大変たくさんの方にお越しいただきますので、想定していない、もしくは人が大変集まることで起こってしまう事故について、常に私どもは認識して対応していく、もしくは、事前にそうならないように準備していくことが大事だと思っております。その辺りも、観光協会としっかりと話し合いを進めまして、対応してまいりたいと思います。

○小林委員長 のざわさん、いいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。

副委員長。

○田中副委員長 2ページの⑥番の〈新〉近隣地域周遊ツアーですね、こちらでインバウンド向けのツアーというのがあるんですけども、周辺スポット、先ほど来場者130万人を想定されているというのがあったんですけども、このうちのどのぐらいをインバウンドの観光客と想定されているのでしょうか。そしてそれは、終わった後に集計などは可能なのでしょうか。

○高橋商工観光課長 このツアー、もしくは千鳥ヶ淵にお越しになった方々の中で、どのぐらいが外国人かというのは、正直まだ分かりません。一方で、ボートに乗った方の中で外国人がどのぐらいいらっしゃったかというところでは、去年は約40%が外国の方でした。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。そうですね、最近ここ一、二年、道でも外国人観光客を見かけることが多くなっていたので、40%というのはあるのかなと思います。

それで、このインバウンド向け英語ツアーに戻りますが、こちら、1時間から1時間半のツアーで、これだけの近隣、地域を回るということで、この無料というのがどうなのかなと思うんですね。せっかくの観光資源であり、やはり英語で観光案内をするというのは、それなりのやっぱりスキルが必要なものなので、そういう面もありますし、それを無料で提供してしまうというのがどうなのかという問題と、あと、同業者の方への営業妨害にもなるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、こちらにつきましては、やはり初めて千鳥ヶ淵に来ていただいた方、それから、もともと千代田区にはいたけれども、実際そういったガイドをつけて歩いたことのない方、そういった方々に使っていただきたいなというところがございます。そういった方々が気軽に使っていただけるというのを考えて無料とさせていただいたところ です。

実は、この観光ガイド連絡会さんの中で、入っている団体の中で、有料で、このさくらまつりとは別に、同じ時期にやるというのも実はございまして、やはり、ある有名な施設の中で、それをご案内して、桜を見ながらみたいなのは実は行ってございまして、そこは有料でさせていただいている。まず、この千鳥ヶ淵、そして千代田区、そして、その周辺

を歩いていただくというのをメインに、ちょっと今回は組み立てさせていただきました。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。今回はそのようなことだと思うんですけども、今後、有料化などを含めて、今、逆に、そのインバウンドの方、もっと来てくれというよりは、もう来過ぎていて、抑制の方向に向かわなければならない時代にもなっているかと思しますので、その辺のご検討をよろしくお願いいたします。

○高橋商工観光課長 はい。ありがとうございます。そうですね、まず、ちょっとやってみて、どのぐらいの需要があるかというところを見た上で、その上で観光協会や、こういった団体の方々のご相談させていただきたいと思えます。

○小林委員長 この今の、この問題でありますか、ないと。

先ほどから、こういう、例えば今、無料となっていたツアーとか、「謎解きゲーム」とか、歩き回るわけですよ。このときのイベント保険というのは入らないの。このツアーをやっている人が、参加した人がけがしちゃいましたと。そのときに自己責任というのか、これ、主催者が観光協会だったりしたら、観光協会はイベント保険とかに入ってるの。ちょっと、それ確認と、何とかゲームでもそうなんだけど、そもそもが、こういうイベントをやるときって、普通は保険はどこか入るんですよ、何かあったときのために、すごく安い。けれども、その自分がけがしちゃった、参加した人がけがしちゃったというのが基本の考えなんだけど、ここには、そのこのところが保険代500円とか300円とか取っているんだけど、そういう考えがないのか。それから今、こういう「謎解きゲーム」も含めて、回るのには保険に入っているのか。

それから、先ほどの同じくカメラで何人来ているよとか、120万人来ているよというのは確認しているのだけど、これは警察も入って、その人数が増えたときには人流調整をするんですか。その誰か悪い人が来て、何か暴れるというのは、これは違う話で、そもそもどこかで、韓国でも事故がありましたよね、人が来過ぎちゃって、たくさんになってけが人が出ちゃった。そういうときに、何人来ているか分からなかったわけだから。でも、この場合は人流調整とかができるようなカメラがついてるので、そういうときの安全、危険、危険を誰が判断して、どこでというのは決まっているんですか。

○高橋商工観光課長 まず、保険についてでございます。観光協会が、このイベント保険については入ってございますが、お一人お一人が催行に際して保険料を支払うものについては入っているものではございません。

また、人流の調整のところでございますけれども、基本的には、あまりひどくならない状況であれば、現場の警備の者と既に警備計画というものを作っておりますので、それに沿った対応がなされると。

一方で、あまり、ちょっと想定を超えているようなときというのがあろうかと思えます。そのようなときは、警備から、この運営事業者、そして観光協会、そして私どもというところで連絡を取り合うことになってございまして、ここはフロー化されてございます。それに沿って、そのときの状況によって判断していくというような仕組みになってございます。

○小林委員長 消防はテントにいますよね、九段坂のところのテントにいるけど、警察はいない。この警備の関係で、何か、区道を歩いていただくので、警察はどういうふうに関わっているんですか。

○高橋商工観光課長 失礼しました。テントの中には消防署員はいるんですけども、警察署員については、そこにはいないというものでございますので、基本的には、何か起こったときには、もちろん警備上も連絡体制はしっかり取るようになってございますけれども、そこですぐに対応してもらおうというところではないです。消防署につきましては、例えば体調が悪いであるとか、あとは何か落ちてしまう、ポートから落ちてしまったとき、そういうところを連絡し合って、まずは私どもの運営の中で、例えば救急車を呼ぶであるとか、そういったものを対応した上で、何か、それから漏れてしまう緊急事態があったときに一緒にやっていただけるということになってございます。なので、基本的には私どもの運営の中で、まずは対応するという方向でございます。

○小林委員長 聞いているのは、警察との関係はどうなっているんですか。

○高橋商工観光課長 警察は、このテントの中にはおりませんので、何かあったときに。ただ、その人流の調整というところでは、基本的には私どもがやっていて、警察は、そこには関わってはきておりません。

で、何か事件、事故、もしくは非常に危ない状況があったというときには連絡を取り合ってお指導いただく、もしくは、派遣いただいで来ていただくということはあるかもしれません。

○小林委員長 ということは、警察には、このイベントがあるから特別な体制を取ってもらっているわけではないと。通常の体制でいていただいて、何か事故があったら110番するよという体制ですと。消防はありますけど、警察は一切、イベントをやっていることは知っているけど、これについてはふだんの体制ということですね。

○高橋商工観光課長 はい、そのとおりでございます。ただ先日、先週行われました、このさくらまつりの実施に当たっての連絡会というものを実施しておりまして、そこでは警察の皆さんも参加していただいて、ご意見等も頂いたりしているところでございますので、連絡体制はきちんとしております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 まず、ちょっと確認なんですけども、さくらまつりは、昔は靖国神社で行われていたと思うんですけど、何年前ぐらいにこんな計画になったのかという理由と、あと、今後戻ることはないのかというのをちょっと教えてください。

○高橋商工観光課長 さくらフェスティバルでよろしかったでしょうか。

○入山委員 はい。

○高橋商工観光課長 はい。

さくらフェスティバル、先ほど申し上げたとおり、区商連、区振連が主催のものでございます。私の記憶が正しければ、コロナの前までは靖国神社でやられていたかなと思います。その後、靖国神社さんのお話では、警備上の話であるとか、その露店の話であるとか、そういったものの調整が必要だということで、今年度についてはできないというふうに伺っております。

ただ、その中で、例えば、じゃあ来年度から、再来年度からというようなもの、明確な時期を示されているものではないというところでございますので、引き続き、靖国神社さんとも調整させていただきながら、できるときに戻るといようなことになろうかと考えます。

○入山委員 ちょっと今聞いたのは、先ほど委員長のほうからもお話があったように、人数制限とか、延べ130万人という意味だと思うんですけども、どうしても、この間の灯ろう流しのときも、結構な人数がいて危ないなと思ったのがちょっと感想だったので、できれば、靖国神社のほうの大きなほうの広場も使えるようなお祭りができればなと思うのと、こちらの店舗ですね、千鳥ヶ淵に15店舗を出すという話なんですけど、今、何店舗ぐらい集まっています、例えば、出店料みたいなのもかかるのでしょうか。

○高橋商工観光課長 大変申し訳ないんですが、ちょっと出店料につきましては、区商連、区振連の中での内容となっております、ちょっと私どもは把握してございません。で、今のところ、15張りのテントを出すというところの予定で始まっております、まだ全て希望が埋まっていないと先週の段階で聞いております。今後、ちょっとどのようぐらい、さらに希望が増えてくるのかというのは、ちょっと未知数なところはございます。

○入山委員 費用も恐らくかかるとは思うんですけども、飲酒、お酒の販売もオーケーという話もちょっと聞いてはいるんですけども、大分、天候によっては売上げが大分上下するというのも分かると思うんですけども、なるべく、周知がちょっと足りないかなという気はしてまして、あまり聞かないので、そこら辺は、周知についてもやっぱり、そちらの振興組合とか連合会のほうにお任せしちゃってるということでしょうか。

○高橋商工観光課長 そうですね、まず第一は区商連、区振連さんが実施していくというものでございます。また、連携といたしまして、私ども広報紙等にも出させていただいております、あ、出させていただく予定でございますけれども、全体、非常に多くの桜関連のイベントがございまして、紙面にも載り切れないということもございまして、そういった中でどれだけ周知していけるか、皆様と相談しながら実施していきたいと思っております。

○入山委員 それ以外にもバスでいろんなところを回ると。そこでは、特にイベントとかというのはやらないんですかね。店舗は、何かスタンプラリーみたいなものがあるみたいですけども、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 バスというのはシャトルバスのことでしょうか。

○入山委員 シャトルバスとか。

○高橋商工観光課長 シャトルバスにつきましては、シャトルバスが到着するところで何かイベントをするというものではないんですけども、各商店街の中で、さくらまつりに向けたイベントを実施していただいているというところがございます。その中で、例えば神保町であればさくらみちフェスみたいな形のものを実施していただいておりますので、そういったものはあろうかと思っております。

○入山委員 はい。ありがとうございます。各場所で盛り上がることも必要かなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

あと、最後に、千鳥ヶ淵のボートの件なんですけども、灯ろうのときの区民枠とかというのがたしかあったような気がしたんですけど、区民の、区民料金がかったような気がしたんですけども、そこら辺は、もう設けないんでしょうか。

○高橋商工観光課長 そうですね、夏の灯ろう流しについては2日間というような短い期間というところで、そこ、独自の料金を設定していたというところでございますが、こちら、春の観桜期につきましては、この条例上に観桜期という明確な料金が定められておまして、それに基づいて実施するので、特別な料金をまた別途、位置づけるというような

ことはございません。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○米田委員 1点だけ。たしかこれ、さくらまつり、コロナ禍では開催できなかったので、桜の維持のためにクラウドファンディングをやって、桜の維持代を募金で募ったという実態がありました。で、成功したと伺っています。今回は、さくら美守り隊の方が見守りながら募金活動を再開されるということなので、クラウドファンディングはやる、やらないんですか。

○高橋商工観光課長 少なくとも今年度のクラウドファンディングは、今年度と申しましょうか、この期間につきましては実施されるというふうに聞いております。こちら、環境まちづくり部所管でございますけれども、このクラウドファンディングも様々な制約等もあるようですので、それに沿って実施されるものと考えます。

○米田委員 2年連続やって大成功して、こういう機運が盛り上がっているの、されるのであれば、もうそれで、またしっかり盛り上げていただきたいなと思っております。

以上です。

○小林委員長 ほかにございますか。いいですか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（1）さくらまつりの開催についての質疑を終了いたします。ちょっと休憩に入ります。

午後0時34分休憩

午後0時37分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（1）令和6年度組織整備（案）について理事者から説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、令和6年度の組織整備（案）について、政策経営部資料に基づきご報告いたします。

資料に入ります前に、組織整備の手続についてですが、組織整備を行う場合は、条例改正が必要な場合とそうでない場合があります。首長の直近下位の内部組織については条例で定めるものとされておりまして、本区で言えば保健福祉部ですとか地域振興部など、部の新設や改廃を行う場合には条例改正が必要になります。令和6年度に向けた組織整備につきましては、条例改正の必要がある整備内容を含みませんので、議案ではなく報告という形を取らせていただいております。

それでは、資料のほうをご覧ください。資料は、1枚目が組織の主な整備内容、2枚目が新旧対照表となっております。新旧対照表は、左側が現行組織、右側が改正案で、赤字部分に変更を予定している箇所です。今回は、保健福祉部、地域振興部、政策経営部で組織再編等を行う予定です。

初めに、保健福祉部の保健所組織の部分です。新旧対照表のほうでは左側、保健福祉部の中は二つに分かれておりますが、下の段が保健所になっております。ここでは、健康推進課の業務につきまして、健康事業、感染症対策及び母子保健事業等の強化を図るため、

現行の「健康推進課」と「健康事業調整担当課長」を感染症対策や予防接種等を実施する「健康推進課」と、母子保健や精神保健等の直接的な区民の個別支援を行う「保健サービス課」の2課に再編いたします。また、これに伴いまして「健康事業調整担当課長」と「新型コロナウイルス予防接種担当課長」を廃止いたします。

次に、地域振興部です。現行の「スポーツ推進担当課長」については、区民体育大会のあり方と、スポーツセンターの整備を担当しておりますが、区民体育大会については7年ぶりに開催し、一定の整理がついたこと、また、スポーツセンターに加えまして、九段南一丁目の再開発に伴う生涯学習館の整備に向けた検討体制の強化の必要がありますので、現在の「スポーツ推進担当課長」を「施設整備担当課長」に再編します。

次に、政策経営部です。訴訟や審査請求の増加への対応、庁内各部からの法律相談への対応を強化するため、総務課の法務に関する業務を担当する「法務担当課長」を新設します。また、債権管理条例の制定など債権管理に関する業務に一定の整理がつかまりましたので、債権管理に関する事務等を分担する、分掌する「財産管理担当課長」と公共施設のマネジメントに関する事務を分掌する「区有施設担当課長」を「財産管理担当課長」に再編いたします。

以上が令和6年度当初の組織整備案となります。ポスト数につきましては、部長級は変わりなし、課長ポストは全体で1減となります。令和6年度は、ただいま申し上げた整備内容により進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上です。

○小林委員長 報告が終了しました。それでは、（1）令和6年度組織整備（案）についての質疑、質問を受けます。

○米田委員 （3）番の政策経営部の法曹のところ、ここで質問させていただきます。

これは新たに新設されるんですけど、担当される方、担当課長というのは、これ、外部から持ってこられるのか、内部からやられるのか、まずお聞かせいただきます。

○夏目企画課長 はい。こちらの法務担当課長につきましては、法曹資格、有資格者を予定しておりまして、今のところ、任期付採用を検討している、予定をしているところです。

○米田委員 こういったところは専門的な要素があると思うので、恐らくそうでないかなと思っております。これ、多分、基本的に弁護士の方がやられるという認識でよかったです。

で、さっき課長が言っていましたけど、各課からの相談内容とかを受けてされるということなんですけど、そのほか、どんな内容を予定されているのでしょうか。

○夏目企画課長 裁判や審査請求がありますと、やはり、裁判自体は、今は特別区人事・厚生事務組合の法務部と連携をして、連絡を取り合って当たっているところですが、そういった業務も行っていただきます。また、審査請求等の審査に関して、その専門的な知識が必要な部分が多々ありますので、今、総務課のほうで担っている法務関係の業務を切り出して、その法務担当課長のほうにお願いをしたいというふうに考えております。

○米田委員 あとは人員体制ですね、あと、何人体制で挑むのかと。で、これもITじゃないですけど専門性なところですので、しっかり内部の職員の方、行かれた方を育成していかないといけないと思うんです。で、この育成方法とか、そういったところも併せてお聞かせいただけますか。

○夏目企画課長 今現在、法曹有資格者というのが区ではおりませんが、やはり、こういった業務に関してOJTは非常に大事ですので、やはり、そういった法曹有資格者を内部のほうで取り入れることによって、やはり内部職員の育成も一緒に図っていく必要があると思っています。研修等でも、法曹に関する、当然研修等あるんですが、やはり実務を通じて、やはり、そういった経験を積んでいくことが一番実になるというふうに考えておりますので、その職員の活動期間中に、内部職員の育成にも注力をしてまいりたいと考えております。

○米田委員 すみません、人は何名体制と。申し訳ない。

○夏目企画課長 失礼しました。法務担当課長として任用する予定は1名となっています。で、組織全体として、この法務担当に関しては、課長の増員のみということで考えております。

○米田委員 千代田区を取り巻く環境は様々、今、複雑になっていますので、1名でいけるのか、今後、人員を増やしていかないといけないのかというのはしっかり検討していただきたいなと思っております。

あと、いわゆるこの任期付ですので、年度どれぐらいまで採用予定かというのをお聞かせいただけますか。

○中田行政管理担当部長 ちょっと人事に関わるところがありますので、私のほうから。こちらは2年ということで、公募のほうを考えてございます。

○米田委員 2年で一旦区切ると。また検討して、必要とあらば延長とか、誰か代わりの方を連れてこれられるというのがあるのかなと思っております。

で、せっかく新設されたということは、これは、横の連携体制がなかったら全く意味をなさないと思っております。何かあったらすぐ相談できる、公益通報じゃないですけど、こういった体制、これをしっかり作り上げていくことが、まず重要だと思うんですけど、そこを、最後、お聞かせいただけますか。

○中田行政管理担当部長 こちらの応募に当たっては、職員からの相談をしっかり受けるということも入ってございまして、そういったところも強化していきたいと思っております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 ちょっと2点だけ確認というか、意見なんですけれども、まず、保健福祉部のところで二つに分かれるところがあるということで、子どもの予防接種というのがなかなか大変だというような状況があるかと思えます。その中で、母子保健と予防接種が二つの課に分かれてしまうというのはちょっと、なかなかこれ、時代に逆流しちゃうんじゃないのかなという懸念があるんですけれども、その点についてはどういうふうな見解で、こういう体制になったのでしょうか。

○夏目企画課長 まず、保健サービス課のほうについては、先ほどもちょっと触れましたが、区民への直接支援を行うものをここに集約してということで考えていました。で、予防接種と母子保健については、やはりこれ、今、健康推進課長というのが医師の課長で、例えば、現行で言いますと健康事業調整担当課長というのは事務の課長ですが、やはり保健所の業務、特に健康推進課の分野の業務は、やはり医師の関わりが非常に大きいので、こういった課が分かれても、当然、両方の分野に医師が関わることは当然出てきます。で

すので、保健師等もそうですが、健康推進課の抱える予防接種、それから保健サービス課が抱える母子保健は、やはり連携してやっていく部分は多々あるかなというふうに考えております。

○大坂委員 当然、だから連携していかなきゃいけないわけで、それをあえて分ける必要があるのかというのが出発点なんですけど、こういう形で進めていく以上、しっかりと連携をしていただいた上で、なおかつ、そのDX等々が絡んできますけれども、利便性が下がるということがないように、対応をまずしていただかなきゃいけないということだと思いますので、そこはまた後で答弁をお願いします。

もう一つが地域振興部のところですね。区民体育大会のあり方については一定程度整理されたというのが、これ、ちょっと疑問はあるんですけども、それは置いておきまして、「スポーツ推進担当課長」が「施設整備担当課長」という名前に変わりますと。これは、スポーツセンターと九段生涯学習館のあり方のところだけを管轄する部門になるのかなと思うんですけども、名称が施設整備担当課長となると、企画部門に存在するのかなというように誤解を招きかねない名称になっていませんかというのが、少し疑問点としてあります。やっぱり、スポーツですとか文化ですとか、そういったものと関連したような名前のほうが分かりやすいのではないのかなというふうには感じるんですけども、そこはいかがでしょうか。

○夏目企画課長 前段の健康推進課、それから保健サービス課については、きちんと連携を図ってやっていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

で、後段の施設整備課長の名称につきまして、実際、ご指摘いただいた内容は、内部における検討段階ですとか、やはり案の決定段階でもちょっと議論があったところです。組織名称を決定する際は、やはり、基本的には分かりやすいこと、それから簡潔な名称にすることというふうに努めているところですが、今回のポストの業務内容は、今おっしゃっていただいた生涯学習館ですとかスポーツセンターの業務内容は、分かりやすく表そうとしますと、やはり生涯学習、スポーツというような長い名称を入れていかざるを得ないなというところで、こういうところで、ちょっと内部的にはいろいろ検討した結果、この短い名前になったということです。

ただ、やはり今おっしゃっていただいた、変わった後の名前が施設整備担当課長という政策経営部のポストを想起させるようなというところに関しては、やはり、ちょっと受け止めないといけないかなというふうに思っておりますが、今のところ、こういった名称でいこうかなというふうに考えているところでございます。

○大坂委員 名称のところについては引き続き検討していただいて、いい名称があれば、変えていただくということを提案いたしますので、よろしく願いいたします。

○夏目企画課長 我々として、ちょっと簡潔な名称を優先したというところはあるんですけど、それがかえて分かりにくくさせているという、そういったご指摘だと思いますので、ちょっと、こちらについては、対応について検討させていただきたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 ちょっと一般質問をさせていただいたので、ご確認で教えていただきたいんですが、この施設整備担当課長はスポーツセンター、九段もそうだと思うんですが、建て替えとか、今後どういうふうにするかというのも仕事の中に入っているということによ

ろしいのでしょうか。

○夏目企画課長 事務分掌ということで、先日の本会議の質問のほうでも答弁、担当部長のほうからさせていただいておりますが、新しいスポーツセンターについては、今、基本構想の策定を進めているところということで、いろいろな施設のしつらえですとか機能について検討しておりますので、委員が今おっしゃったような内容が担当事務というふうになっております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 1点だけ確認です。この保健サービス課というのは、それぞれ現行の課長が2ポストありまして、そして保健サービス課に集約されるということで、課長は一元化されて、ポスト一つだと思うんですけど、これ、係長ですとか、その他、新しい課が新設というふうに捉えているんですけど、その辺り、教えていただけますか。

○夏目企画課長 係組織のほうも整備しておりまして、現在、健康推進課については、新型コロナウイルスも含めて9ポストの係長ポストがありますが、改正後の健康推進課と保健サービス課は、新型コロナウイルス予防接種は定期接種化する等の関係で統合しますけれども、9ポストあった係長ポストを6ポストまで整理をすることになっております。整理する予定です。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ちょっとここ、組織の中とはあまり、直接関係ないと思うんですけど、この部署、例えば、地域振興部の中にある葬祭場だとか、あと、今後、こことも関係すると思うんですけども、生涯学習館もそうですし、再開発に含まれる、建て替えとかが含まれる場合、生涯学習館がまさにそうで、清掃事務所もまさにそうで、葬祭場もまさにそうで、そういうときの、組織をまたぐ、まちづくりとまたぐときの組織というのは、前からどういうふうに区は関わっていくのかということ投げかけているんですけど、ずっと戻ってこないんですけども、それは組織上どういうふうに考えているんですか。

○夏目企画課長 組織の役割分担のお話ですので、私のほうからさせていただければと思うんですが、再開発等がありますと、やはり最初の、そのまちづくりの機運が醸成されていく過程では、環境まちづくりのほうから地元に入って話を聞いていくということになるんですが、そういった過程で、やはり政策経営部のほう、これは企画課も入りますし、財産管理担当部長ラインも入りますが、そこが、まずはまちづくり担当のほうとも話を共有しながら、必要であれば庁内のほうに区有地等活用検討会とかそういった会議体もありますので、そういった場を活用しながら、庁内に展開していくというような流れになっております。

○小林委員長 えーと、そこなのだけど、非常に矛盾する部分が出てくるんですよ。まちづくりは許可権者なんですよ、まちづくりの。で、所管課は自分の利便性を大きくする部分なんですよ。そこのやり取りの中で、ある意味、ぶつかるところがあるんですよ。そのときの調整をどうするか、組織上どういうふうになるのでしょうかと聞いていたので、それ、ずっと答えをもらっていないので、ちょっとそれは課長にお渡ししておきますので、ちょっと検討していただければと思います。

○夏目企画課長 なるべく明快にご説明できるようにしたいと思います。少し検討させていただきたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）令和6年度組織整備（案）についての質疑、質問を終了します。

日程2、報告事項を終了いたします。

それでは、次に入ります。日程3、その他です。

私のほうからあります。環境まちづくり委員会に審査が付託されました議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、環境まちづくり委員長より、議案の内容が本委員会にも関連するため、環境まちづくり委員会と企画総務委員会の連合審査を開催したいとの申入れがございました。

連合審査会開催の申入れについては、企画総務委員会として了承したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。はい。

それでは、環境まちづくり委員長に対して、開催に対する同意の旨、回答をいたします。よろしくをお願いします。

その他、委員長からまた、こちらからお願いします。先日行った英国大使館跡遺跡の行政調査の感想を参加した人にお伺いしたいと思います。当日、委員会からは5名、委員会外からは8名、13人の方にご出席いただいております。恐縮でございますけれども、簡単に結構でございますから、小野委員から、はい。

○小野委員 今回、まず、そもそも、もう記事では区民が見ることができず、そのまま埋め戻されるというような最初の報道があった中から、こうして関心のある区民の方々も含めて、そして、行政視察として行ける議員も参加させていただきまして、ありがとうございます。

今回、ああいった大きなものが出たときに、物事の段取りをしっかりと、早い段階で進めてくださりまして、本当にどうもありがとうございました。いろんな、実はご覧になった区民の方からもご意見が寄せられている状況で、何とか一部でも保存ができないものかとか、ご意見は様々です。私自身も、実際にああして現場に足を運んで、見ることによって、その歴史もそうなんですけれども、一部でも、一応残さなければいけないという規定までには至っていないとは違ってはいるものの、何らかの形で、今後の、今後、今回見られなかった方々にも、何らかの形でぜひともご体験いただく、または見ていただくという機会ができればなというふうに思いましたので、何か策があれば、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

○入山委員 私も、当日参加させていただきました。本当に貴重な経験というか、施設を見させてもらいまして、本当にありがとうございました。

年代も何層かあったことを本当に確認して、いろいろと、やっぱり歴史のある地域なのだなというのを改めて感じました。先ほど小野委員がおっしゃったように、本当に千代田

区民、いろんな小学生なり、本当に貴重なものなので、全員の方に見ていただきたいなというのが本当の意見ですけども、なかなか時間、費用等々かかると思うので、仕方がないのかなとは思いますが、なるべく残していただきたい、物は残していただくように検討していただきたいと思います。

以上です。

○小林委員長 大坂委員は見ましたか。大坂委員。

○大坂委員 はい、私もちょっと別枠というか、子どもと一緒に参加させていただきました。もう非常によかったと思います。やっていただいて本当によかったなと思っています。私自身も、大学まで日本史を専攻していた部分もあって、遺跡というのは少しかじったことがあるんですけども、やはり、縄文時代から江戸時代まで幅広い年代の出土というものが、一つの場所で見られるというのは、これはなかなか珍しいことで、千代田区独特の特徴なのかなというふうに認識はしました。なかなか、これを全部保存するというのは難しいですし、一つ一つが、それほど歴史的価値があるものかという、そうでもないという部分もありますので、なかなか難しいところではあるんですけども、今、様々な形で記録を取っておくということもできますので、そういった形をしっかりと模索をしていただいて、区内の子どもたちに、千代田区からこんなものが出ているのだよというものを、分かりやすく説明できるための資料として作り上げていただいて、区内で継承していただけるというのかなと思います。

また、こういった遺跡というのは、今後も各地、区内の各地で開発が進む中で出てくる可能性というのはありますので、そういった点も踏まえて、今回の事例を参考にしながら、区としてどういう対応ができるのかというのは、前向きに検討していく必要があるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 見ましたか。いいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 まずは、先日見学をさせていただきまして、あのようなすばらしい機会と引率をしていただきまして、まず、本当に職員の方々に、委員長に御礼申し上げます。

そして、あれをさせていただく前後から、やはり、もう一番すごいのですと、もうあのまま残してくださいみたいな人もいて、これはいろいろあるだろうということで、一般質問のほうでさせていただきましたが、やはり今、全部保存ということからデジタル保存までいろいろ、その一部保存ですとか、由緒あるところに持っていく等々も、いろんなやり方があるという中で、先日のご回答で、千代田区の保存の方法を聞かせていただきましたので、私は、もうそれが、それはそれですばらしいのじゃないかなと。それで、建設していらっしゃる三菱地所レジデンスですか、そちらのほうにも、もう十分ご説明をされているというふうにお話を伺っていますので、まずは、その今後の方向とかが分かりましたら、ホームページ等々で周知徹底をしていただきながら、私たち議員のほうにも情報を共有していただきながら、区民の皆様にも、その保存の方法をご納得いただくということがよろしいのじゃないかなというふうに感じました。

以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、副委員長。

○田中副委員長 はい、私も当日参加させていただきました。所管の運営してくださった方々と、あと、私有地であるにもかかわらず、ご快諾いただいた三菱地所の方にも感謝を申し上げたいと思います。

そうですね、やっぱり現地で、あのようなものを実際に見られるというのはすごく貴重な機会で、今後のためにも、あのスケール感が分かるようなVRなり、何か残し方という方向で、もし検討いただけたらと思います。

小学校のときに、夏休みの研究で日本各地の遺跡などを回った経験もありますので、すごく、わたし的にも興味があることでした。ありがとうございました。

○小林委員長 はい。私のほうから。

文化財担当課長のご努力でこれが実現したということで、また当日、2日にかけて職員の体制を取っていただきまして、見学が、区民の皆様にも見学する機会ができたことは、非常によかったと思います。そもそも、千代田区の地下には文化財がたくさん埋まっているという実感をしております。もう縄文時代から弥生時代、地層によって江戸時代まで、すっかり残っている文化財を見るたびに、保存の仕方を、また議会としても考えていかなくてはいけないと実感したところであります。

あと、そもそも地下に埋まっていないものの保存もあるので、これは今後、当委員会が所管する部分と特別委員会が所管する部分があるかもしれませんけれども、なるべく区民の皆様に対して、文化を保存していくと、歴史文化が保存されるというような体制を取っていければというふうに実感した次第でございます。どうもありがとうございました。

それでは、恐縮でございますけれども、担当の文化財担当課長から、ご感想も含め、よろしくお願ひしたいと思います。

○加藤文化財担当課長 2月9日、10日に行いまして、皆様方には9日にお越しいただきまして、誠にありがとうございました。来ていただいた来場者数でございますが、437名の方々に越しいただきました。そのうち、区民の方々の数でございますが、386名という、非常に少ない時間の中で、区民の方々、多数お越しいただいたということで非常にありがたいのと、文化財行政についてご関心が少なからずあった方々ということで、私たちとしては非常にありがたいなところでございます。そのうち、お子様、中学生までのお子様については70名の方々に来ていただきました。本当に関心を強くお持ちのお子さんもいらして、時間いっぱいまで、最後までいらした方もいらっしゃいまして、そこは非常にうれしく思っております。

実は、この見学会をやるのは、この区役所の建て替えをするとき以来ということで、二十数年ぶりという形になってございます。どこの遺跡が出てきても、我々としては見学会をやりたいというふうに一応申入れはしているんですが、なかなか、実情としてはなかなかできないというところはございます。しかし、こうした機会を捉えて、区民の方々に文化財を見ていただくといったところの貴重さであったり、大事さといったところを、これからも、事業者の皆様にお声かけのほうをさせていただきたいとともに、今回、遺構であったり、また遺物であったり、遺跡であったりの保存といったところにつきましては、こちらについては開発事業者の三菱地所レジデンスさんを含めまして、今後も協議のほうをさせていただきます。

また、その方法については、せんだって、文化スポーツ担当部長のほうから、のざわ委

員の一般質問のほうに答弁させていただいたとおり、新しい技術、例えばVRなども使いまして、皆様に分かりやすい形で、文化財のほうの活用といったところも含めて実施のほうをさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

議長は何かありますか、議長。いいですか、よろしいですか。（発言する者あり）はい。委員の方、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、ちょっと待って。ちょっと、あ、この問題で、じゃないですよ、この問題を。

すみません。それでは、英国大使館の行政調査については終了いたします。

それでは、行政機関から何かございますか。

○中田行政管理担当部長 では、恐れ入ります、予備費の充用につきまして、口頭でのご報告で失礼いたします。

令和6年の能登半島の地震発生に伴い、被災地自治体へ職員を派遣するということに関しましては、先日、議員の皆様にはポスト対応ということでお知らせをしたところでございます。明日から9日間ということで、職員1名を派遣いたします。その際、石川県までの往復の交通費、また食卓料につきましては各区の負担となっております。約6万円程度を予備費のほうから充用させていただきますので、その旨、ご了承いただければと思います。その旨、ご報告をさせていただきます。

報告は以上です。

○小林委員長 はい。ご報告ありがとうございます。

何かございますか、委員の方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

それでは、委員の方、その他ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、ただいまをもちまして委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時09分閉会